□国土交通大臣が認める方法及びその結果
（　　）
□基準省令附則第４条第１項の規定による適用除外
（一次エネルギー消費量に関する事項）
□基準省令第１条第１項第２号ロ⑴の基準
基準一次エネルギー消費量　　GJ/年
設計一次エネルギー消費量　　GJ/年
ＢＥＩ（　　）
□基準省令第１条第１項第２号ロ⑵の基準
ＢＥＩ（　　）
□基準省令第１条第１項第２号ロ⑶の基準
□国土交通大臣が認める方法及びその結果
（　　）
【ハ．共同住宅等】
（外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項）
□基準省令第１条第１項第２号イ⑴（ⅰ）の基準
□基準省令第１条第１項第２号イ⑴（ⅱ）の基準
住棟単位外皮平均熱貫流率　　W/(㎡・K)（基準値　　W/(㎡・K)）
住棟単位冷房期平均日射熱取得率　　（基準値　　）
□基準省令第１条第１項第２号イ⑵（ⅱ）の基準
住棟単位外皮平均熱貫流率　　W/(㎡・K)（基準値　　W/(㎡・K)）
住棟単位冷房期平均日射熱取得率　　（基準値　　）
□基準省令第１条第１項第２号イ⑶の基準
□国土交通大臣が認める方法及びその結果
（　　）
□基準省令附則第４条第１項の規定による適用除外
（一次エネルギー消費量に関する事項）
□基準省令第１条第１項第２号ロ⑴の基準
基準省令第４条第３項に掲げる数値の区分（□第１号　□第２号）
基準一次エネルギー消費量　　GJ/年
設計一次エネルギー消費量　　GJ/年
ＢＥＩ（　　）
□基準省令第１条第１項第２号ロ⑵の基準
基準省令第４条第３項に掲げる数値の区分（□第１号　□第２号）
ＢＥＩ（　　）
□基準省令第１条第１項第２号ロ⑶の基準
□国土交通大臣が認める方法及びその結果
（　　）
【ニ．複合建築物】
□基準省令第１条第１項第３号イの基準
（非住宅部分）
（一次エネルギー消費量に関する事項）
□基準省令第１条第１項第１号イの基準
基準一次エネルギー消費量　　GJ/年
設計一次エネルギー消費量　　GJ/年
ＢＥＩ（　　）